

令和4・5年期神奈川県青少年問題協議会 企画調整部会委員の指名について

- 青少年問題協議会は、その所掌事項に係る専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができるとされ、部会に属すべき委員は、会長が協議会に諮って指名するとされています。
- 事務局案を作成しておりますので、別紙回答様式に承認の可否を御記入ください。回答を得られた委員の過半数で決することとし、委員の過半数の承認をもって会長の指名があったものとみなすこととします。

企画調整部会委員（案）について

氏名	所属等
青木 信二	厚木市森の里公民館館長
浅野 瑠水	社会福祉法人寒川町社会福祉協議会 地域福祉担当 主査
尾崎 万里奈	公益財団法人よこはまユース職員
西野 博之	特定非営利活動法人フリースペースたまりば理事長
長谷川 俊雄	白梅学園大学子ども学部教授
藁田 薫	特定非営利活動法人育て上げネット執行役員
福山 瑚花	公募委員（大学生）
藤井 佳世	横浜国立大学教育学部准教授
牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授

参考

- 神奈川県青少年問題協議会条例（抜粋）
 - 第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 第6条 協議会は、その所掌事項に係る専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。
 - 2 部会に属すべき委員は、会長が協議会に諮って指名する。
- (略)